

近世・近代の埋蔵文化財保護について

令和6年2月28日 令和6年度文化財保護行政担当者研修会（行政研修Ⅱ）報告

講師：文化庁文化財第二課埋蔵文化財部門桑波田武氏

・東京都高輪築堤跡の調査保存

高輪築堤とは明治5年に我が国初の鉄道が新橋・横浜間に開業した際、高輪海岸沿いの海上に鉄道を走らせるため敷設された鉄道敷の遺構である。

平成31年4月に品川駅改良工事に際し一部石垣が発見、その後の試掘調査等で堤が良好に残されていることが確認される。令和3年4月に一部現状保存、その他は記録保存措置（発掘調査）が決定される。

令和3年8月、近世・近代の埋蔵文化財の課題を踏まえた対応について文部科学大臣から文化審議会へ審議が要請される。

・平成10年通知

これまでは平成10年9月29日付文化庁次長通知「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」にて埋蔵文化財として取扱う範囲が運用されていた

○埋蔵文化財として扱う範囲に関する原則

- 1 おおむね中世までに属する遺跡は、原則として対象。
- 2 近世に属する遺跡については、地域において必要なものを対象とすることができる。
- 3 近現代の遺跡については、地域において特に重要なものを対象とすることができる。

→各都道府県が基準を定めたが、実態は著しい差があり、平成10年通知に代わる考え方を具体的に示すことが必要

・神奈川県基準

神奈川県は小田原等で近世、横浜横須賀等で近代遺産が多いことから全国的にみても近世近代の基準が設けられ運用されていた。

○神奈川県内における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱基準（平成11年3月31日）

埋蔵文化財として扱うべき遺跡の範囲

この基準において、埋蔵文化財として扱うべき遺跡の範囲は、次の各号に示すものとする。

- ① 原則として中世までに属する遺跡
- ② 近世に属する遺跡で、地域において必要なもの
- ③ 近現代に属する遺跡で、地域において特に重要なもの

なお、この基準において、近世の開始は後北条氏が滅亡した西暦1590年とする。ただし、実際の発掘調査においては、便宜的に宝永火山灰を指標として、その降下（西暦1707年）以後を近世として扱う。

また、近現代は、ペリーの来航（西暦1853年）以後とする。

・近世・近代の埋蔵文化財保護について（報告） 令和6年8月16日

令和4年7月22日に文化審議会文化財分科会により公表された「これからの埋蔵文化財保護の在り方について（第一次報告書）」において、指定相当の埋蔵文化財保護に係る課題のひとつとして「近世・近代の遺跡の把握に係る課題」が挙げられたことを受けて作成したもの。

→今後はこの報告をもとに各都道府県が基準を設ける

近世・近代の埋蔵文化財包蔵地の取扱いに関する基準作成に係る考え方（例示）

(1) 対象とする年代

【近世】幕藩体制の成立から幕末、明治維新

【近代】幕末・開国頃から第二次世界大戦終結頃まで

(2) 埋蔵文化財包蔵地として扱う対象の考え方

遺跡の全体又は一部が埋蔵された状態にあるもの

(3) 埋蔵文化財包蔵地として扱う対象の区分

【近世】・現在の町や地域の成り立ちに係る遺跡

・地域における社会・経済の特性を考える上で重要な遺跡

・我が国の社会・経済・政治に係る遺跡又は歴史的事件に係る遺跡

【近代】・我が国の近代化及び近代史を象徴する遺跡

・地域の近代化及び近世史を象徴する遺跡

・墓所、神社、寺院等、前時代から継承されてきた遺跡のうち、その来歴が我が国の歴史又は地域史において重要な意味を持つ遺跡

(4) 周知の埋蔵文化財包蔵地として扱う対象の選択

【遺跡区分のうち全てを周知化するもの】

・地域の近世・近代史を象徴する遺跡であり、その全部を対象とすることにより地域社会及び経済活動等の復元や、地域固有の技術やその継承や発展を明らかにすることができる遺跡

・他地域における類例が乏しい地域特有の遺跡

・類例が乏しく希少な遺跡

【遺跡区分のうち一部を周知化するもの】

・同種の遺跡が複数ある遺跡

・現存する施設や史料等から機能時の遺跡の内容が相当程度、判明する遺跡

(5) 周知の埋蔵文化財包蔵地として扱う対象の決定

・有識者等の意見を踏まえて、近世・近代の周知の埋蔵文化財包蔵地を決定

・周知化に際して同一の都道府県内において著しい違いが生じないよう都道府県が取扱い基準を示し、市町村へ助言

(6) 周知の埋蔵文化財包蔵地以外の取扱い

周知化するとした遺跡と同等の内容を持つ遺跡が発見された場合やそれを構成する象徴的な遺構が検出された場合等を発掘調査の対象とする など

(7) その他

地域や土地所有者等への説明、資料の整備と公開等、基準の見直しなど、その他事項に関しする取決めについて示す。

・周知の埋蔵文化財包蔵地

文化財の保護措置としては、指定や登録があるが、埋蔵文化財については指定、登録以外に埋蔵文化財包蔵地の周知化をし、届出をすることで都道府県が指示を出し、記録保存という方法も実施されている。

寒川町内の埋蔵文化財包蔵地数は79か所

埋蔵文化財包蔵地がいつ整備されたかは不明だが、昭和58年から3年にわたり町内全域を踏査し昭和62年に『神奈川県寒川町埋蔵文化財包蔵地地名票』『寒川町埋蔵文化財分布地図』を刊行したものが現在の包蔵地の原型である。その後試掘発掘調査で変更増補していき現在のものとなった。近世の時代区分が記載されている遺跡は11箇所、近代は無い。

現在は試掘・発掘等で遺跡が確認されて周知の埋蔵文化財包蔵地とされるので、まったく新たな場所で周知の埋蔵文化財となるのは難しい。

→近世近代についても同様であり、今後新たに周知の埋蔵文化財とするのは難しいのが現状。ただし既存の包蔵地内で近世・近代の遺構が確認され、町にとって「必要」、「特に重要」な遺跡であれば近世・近代遺跡として周知すべきであろう。

寒川町近世・近代の周知の埋蔵文化財包蔵地（寒川町埋蔵文化財包蔵地数 79カ所）

No.	遺跡名	時代	内容	時代	内容
8	大（応）神塚	（近世）	溝状遺構・配石		
14	宮山遺跡	近世	土坑・溝（中・近世）		
27	宮山中里遺跡	近世	溝・土坑・畝		
29		近世	溝状遺構		
33	小動鶉毛遺跡	（近世）	溝状遺構		
41	寒川神社遺跡	近世	井戸跡・建物跡		
42	越の山横穴墓群	近世	段切り状遺構（中・近世）	（近代）	防空壕
43	宮山台畑遺跡	近世	溝・土坑・畝		
49	丸山遺跡	近世	陶磁器		
52	塔の塚			（近代）	軍陣地跡
68	岡田西河内遺跡	（近世）	井戸・掘・道状遺構		
69	岡田南河内遺跡	近世	獣骨・陶磁器・木製品・古銭（中・近世）		
70	倉見川登遺跡	近世	ピット・旧堤防		
75	倉見川端遺跡	近世	溝・土坑・畝・旧堤防		
76	大曲五反田遺跡	近世	旧河道		
	計	11 (3)		0 (2)	

その他

- ・旧堤防
- ・近世街道（大山・中原・八王子）
- ・参道（寒川神社・一之宮八幡）
- ・相模海軍工廠跡

参考文献

- 「越の山横穴墓群調査」『高座郡寒川町岡田遺跡』1999年11月 同調査団
「塔の塚」『梶原景時館址・塔の塚発掘調査報告書』2002年3月 同調査団

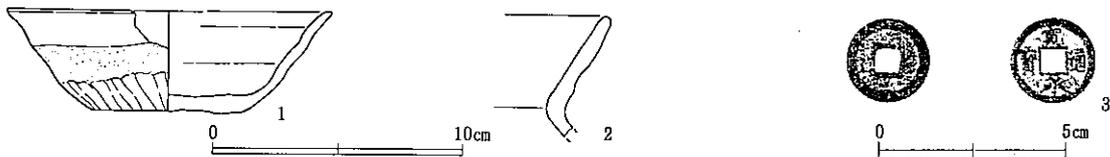


Fig.42 縄文時代以外の出土遺物

構の位置については Fig. 8 の遺構全体図を参照されたい。

遺構 1 は農道部分基本土層 3 層直下より掘り込まれる。掘り込み面海拔は 22.65m 前後であり、深さは約 46 cm を測る。覆土は 2 層で構成されている。遺構上幅は約 91 cm、下幅は約 45 cm。

遺構 2 は農道部分基本土層 3 層直下より掘り込まれる。掘り込み面海拔は 22.16m 前後であり、深さは約 72 cm を測る。覆土は 1 層で構成されている。遺構上幅は約 121 cm、下幅は約 52 cm。

遺構 3 は農道部分基本土層 3 層より掘り込まれる。掘り込み面海拔は 22.29m 前後であり、深さは約 69 cm を測る。覆土は 2 層で構成されている。遺構上幅は不明、下幅は約 62 cm。

遺構 4～6 は農道部分基本土層 3 層直下より掘り込まれ、掘り込み面海拔は 22.15m 前後である。土層観察の結果、遺構 4 が最も新しく、遺構 6 が最も古いことが確認できた。遺構 4 の深さは約 62 cm を測る。覆土は 1 層で構成されている。遺構上幅は約 344 cm、下幅は約 281 cm。遺構 5 は深さ約 82 cm を測る。覆土は 1 層で構成されている。遺構上幅は不明、下幅は約 27 cm。遺構 6 は深さ約 76 cm を測る。覆土は 2 層で構成されている。遺構上幅・下幅とも不明。

遺物 (Fig.42)

本調査地点より出土した縄文時代に属さない遺物を提示した。いずれの遺物も遺構に伴うものではない。1・2 は層位不明。3 は宝永火山灰層より出土。

1 は相模型土師器の坏である。色調は橙色を呈し、胎土に白色粒子、雲母を含む。口縁部ナデ調整、体部下半にヘラケズリ調整を施す。口径 12.9 cm、底径 6.0 cm、器高 4.0 cm。9 世紀末期。

2 は相模型土師器の甕である。色調は橙色を呈し、胎土に白色粒子、雲母を含む。口径復元不可。

3 は寛永通宝。

第五節 越の山横穴墓群の調査

1. 調査の経過

本調査は岡田 7-3025 他で実施される水道管理設工事に先立ち、これまでに工事が予定される斜面上において総計 9 基の横穴墓がすでに調査・確認されている越の山横穴墓群を記録保存するために行われた。調査は農道部分延長線上である東側斜面部の台地上の際部から裾部までを対象とし、平成 9 年 7 月 30 日より開始、同年 8 月 12 日に終了した。

2. 調査の概要

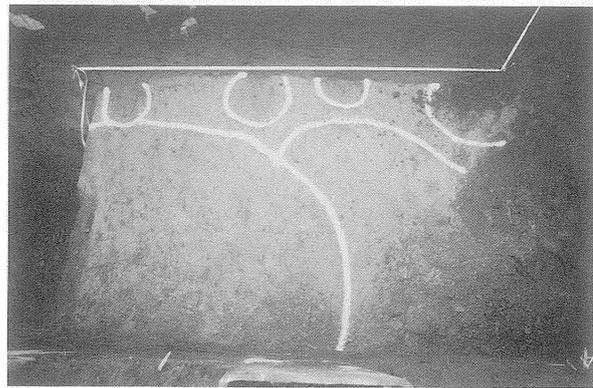
斜面部の調査は、幅 1.80m で台地上際から裾部に至るまでの部分で行った。斜面上に自生する植物を伐採・除去した後、重機と人力によって表土を掘削し、横穴墓の検出に努めたが、調査区内では横穴墓は検出できなかった。しかしながら、裾部ではロームがほぼ垂直に削り込まれており、現地表面の約 1.60m 下より第二次大戦中にこの横穴墓群が展開する斜面に築造されたと伝えられるトンネルが検出された。トンネル内は水嵩 70 cm 以上の水により没しており、また天井部分が崩落した痕跡も顕著に認められることから調査時における危険性を考慮し、内部の調査を断念した。入り口部分での最大幅は約 2.30m、天井高は約 1.50m を計測する。なお、懐中電灯で内部を照らした際の目測ではトンネル内の奥行きは、約 30m 以上はあろうかと思われた。



▲ 1. 越の山横穴墓群 トンネル内部 (東から)



▲ 2. 越の山横穴墓群
斜面掘削状況 (東から)



▲ 3. 立ち合い調査遺構確認状況① (北から)



▲ 4. 立ち合い調査 遺構確認状況② (南から)



▲ 5. 立ち合い調査遺物出土状況 (東から)



▲ 6. 立ち合い調査 作業風景 (北西から)

第二章 発見された遺構と遺物

1) 塚 (第3図, 図版1~5)

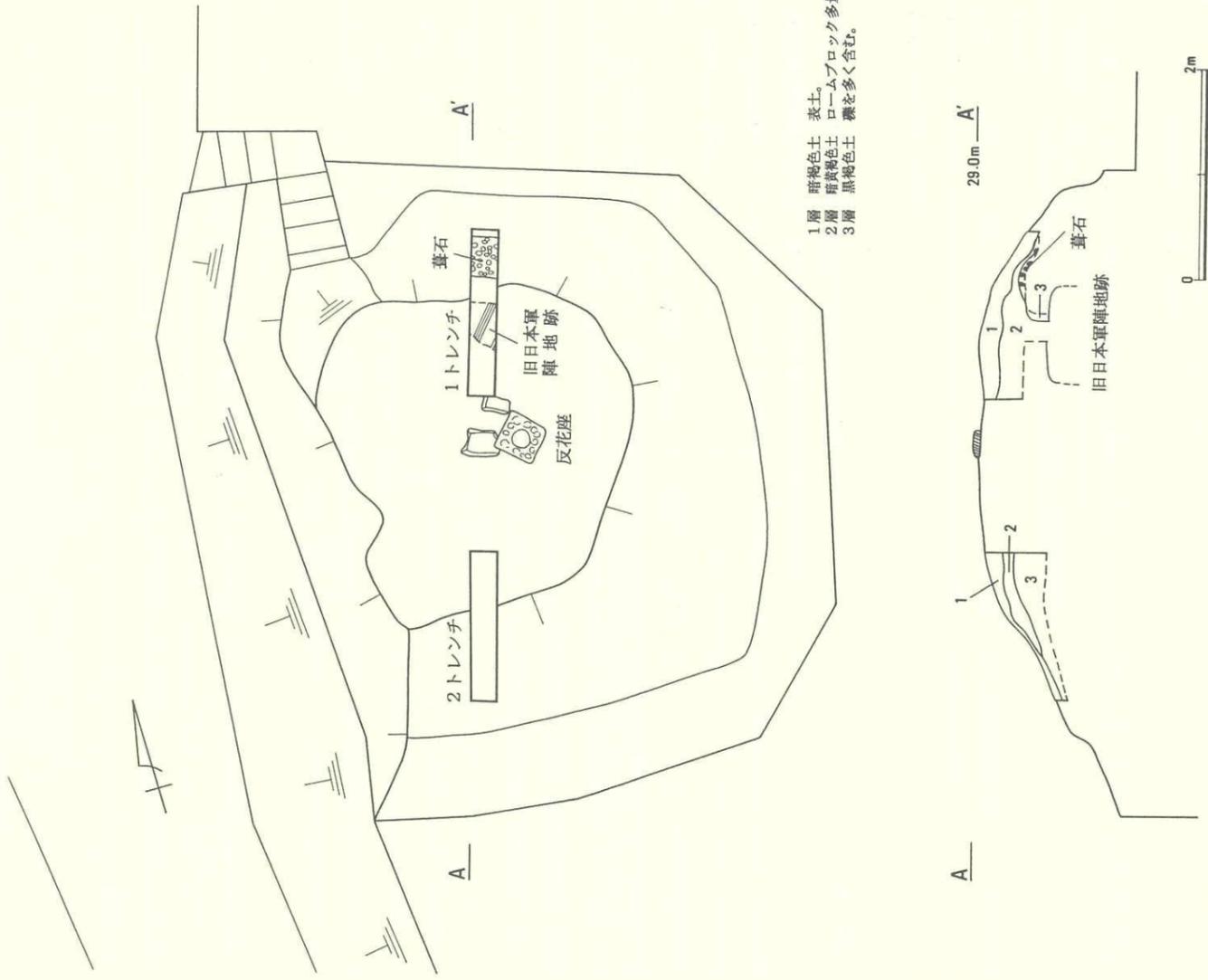
本塚は南北12m, 東西11m, 北側地表面からの高さは3.0mの規模を有し, 頂部標高は28.9mを測る。現況は, 塚の東・北・南側が駐車場や宅地に削平されたうえ, コンクリート塀によって裾部を囲まれている。一方西側は道路によって大きく切り土され, 崖面は擁壁に覆われている。明治年間に南西側から塚を撮影した古写真を見るとすでに切り土されており, 現在とはほぼ同じ景観となっていたことがわかる。塚の表面は芝に覆われているが, 北西には階段が造られ, そこから頂部にかけては登坂により窪み, 土が露出している。また塚の東西には土砂が流出して抉れている箇所があり, 露頭に拳大の円礫が貫入する状況が観察される。頂部は径6.0mほどの不整形円形を呈す平坦面になっており, 中心部やや東側には風化した宝篋印塔の反花座が現存する。大きさは1辺74cm, 高さ28cmを有し, 中央には径30cmの孔が貫通しており, 上部周縁には径10~16cm, 深さ6~12cmの断面「U」字形に穿たれた孔が12個巡っている。反花の立体的な作行から鎌倉時代末から室町時代初期頃の所産であろう。他に付近には1辺60cmほどの偏平な石が3個埋まっていた。

1トレンチは0.5×3.2m, 2トレンチは0.5×2.8mの規模で調査を行った。1トレンチの北側斜面上部では, 地表下80cmの黒褐色土上面から塚を覆う礫群が南北幅80cmの範囲で検出された。構成する礫は拳大の円礫で凝灰岩からなり, その摩耗度から相模川下流域が給源地と類推された。礫群は密に分布しており, 塚を覆う葦石と考えられた。また葦石の直下から中世常滑産の甕が検出され, 時期決定の資料となり得た。2トレンチでは最大深度1.1mまで調査を行ったが, 土層の堆積状況は1トレンチと同様であった。黒褐色土から常滑産甕を検出し, 本土層が中世に形成されたことが判明した。

1・2トレンチともに確認された土層は3層に区分された。1層の暗褐色土は表土であり, 2層の暗黄褐色土は径3.0cm程度のロームブロックを多量に含んでおり, 層相から人為的影響の介在が認められた。3層は黒褐色土である。層相は締まりに欠けており岡田遺跡の基本土層Ie層に近似している。

1トレンチの調査中に突然径25cmにわたり掘削面が陥没した。ピンゴールで探索したところ内部に空間があり, その上部に石のような硬い感触があったことから, 陥没口を拡張した。空間は東西方向に1.6mの広がりがあったが南北方向は確認できなかった。また下部には土砂が堆積し底面のあり方は不明であった。当初, 石と想像した物はコンクリート製の構造材であった。その形状は長さ1.1m, 断面は12cm角の「H」字形である。2本平行に並んでいるのが確認され, 端部が黒褐色土に掛かるところから天井を支える梁材と類推した。埋土である2層は梁材の上を覆っており, 開削した後に梁材を上部に渡して2層を埋め戻す工程が推定され, 2層は近代以降に形成されたと考えられた。本塚の南西側斜面には昭和19年(1944)頃に高射機関砲陣地が構築されたとされ, 空間は恐らく陣地の連絡壕か待避壕と推測される。また頂部にある反花座は2層の上に据えられている状況が観察されたことから, 陣地構築後に所定の位置に戻されたと推定される。

出土遺物は非常に少なく, 1トレンチでは上記の甕胴部破片が1点検出されるにとどまった。2トレンチでは黒褐色土から常滑産甕の胴部破片が2点検出されたが, 胎土・焼成の特徴から同一個体と考えられる。その他に弥生時代後期~古墳時代前期と推定される土師器供膳具と煮炊具の破片が出土した。表土からは, 常滑産の胴部破片4点, 弥生時代~古墳時代前期の土師器供膳具と煮炊具, 近・現代の磁器が採集された。



第3図 塚 (1:100)



1 トレンチ土層断面（南東から）右上に葺石が見える



1 トレンチ旧日本軍障地跡検出状況（東から）